

改正労働者派遣法、業務委託をめぐる法律と実務対応コース

～派遣法改正に伴う課題・法的知識・対応策について解説・指導いたします～

開催にあたって

めまぐるしく変化する社会環境の中で、従来の派遣期間制限を大幅に緩和する一方、派遣労働者の保護を図るべく、派遣元、派遣先双方に様々な規制をかけた平成27年改正労働者派遣法が施行されて3年以上が経過しました。その間、特定労働者派遣事業の経過措置期間（3年）の経過や、「2018年問題」と呼称された、最初の派遣期間制限（事業所単位、派遣労働者個人単位ともに3年）の到来など、多くの企業が同法への対応を迫られました。

そのような中、平成30年6月29日に、派遣法改正を含む働き方改革関連法が国会で可決、成立しました。中でも、平成30年改正派遣法は、大企業・中小企業を問わず全企業を対象に、2020年4月から施行されます。もっとも、平成30年改正派遣法は、派遣労働者の待遇改善規定の強化など、大きな改正がなされたものの、基本的な骨格は平成27年改正派遣法と同様です。

そこで、本コースでは、平成30年改正派遣法の土台となる、平成27年派遣法改正を中心に、平成30年改正にも触れつつ、労働者派遣法の理解を深めるとともに、派遣元・派遣先双方が適切な運用ができるよう実務対応策について解説・指導致します。

また、労働者派遣と密接に関連するだけでなく、上記派遣法改正による規制の強化に伴い、今後労働者派遣からの切り替えの増加が予想される業務委託についても、併せて解説致します。

日時 2019年7月23日(火) 10:00～16:30 **1日・5.5時間コース**

会場 東京・代々木・本会内セミナー室(下図参照)
東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 TEL(03)3403-1972(直)

講師 石寄・山中総合法律事務所
小宮 純季氏 (こみや じゆんき)

対象 経営者、人事労務総務担当役員
人事労務・総務庶務担当者・責任者
現場の管理・監督者

主催  一般社団法人 日本経営協会

申込要領

■申込・支払方法

参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送又はFAXにてお申込みください。追って、振込口座名を記載した請求書と参加券をご派遣責任者(連絡担当者)までお送りします。受付は参加券・請求書送付にて確認します。不着の場合は必ず電話にてご確認ください。お振込みは原則として請求書に記載されましたお支払期限までお願いいたします。

- 振り込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。また、領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 万一ご都合が悪くなった場合は代理の方がご出席ください。
- 教材は原則として当日会場にてお渡しします。
- 参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては中止・延期させて頂く場合があります。すでにお振込の場合は、全額返金させていただきます。
- 録音録画、撮影等は原則として出来ません。ご了承ください(特記の場合を除く)。

■早割・複数について【最大4,320円割引】

本案内状の申込書をご利用のうえ、お申込みをいただきますと、下記の特典(割引)が受けられます。申込書にはお申込み日をご記入のうえ、ご利用される特典に○印をお付けください。ただし同時にお申込みの場合に限ります。

- 早割(早期申込割引)
開催日が申込日より2カ月以上先の講座について参加料を1名あたり2,160円(税込)割引させていただきます。
- 複数(複数申込割引)
複数名のお申込みで、参加料を1名あたり2,160円(税込)割引いたします。

■WEBお申込みの流れ

- 1 一般社団法人日本経営協会 ホームページ <http://www.noma.or.jp>
- 2 「セミナー/講座」を選択
- 3 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- 4 ご希望セミナーを検索。ご希望のセミナー名をクリック。
- 5 ご希望セミナー詳細の最後の「WEB申込」からお申込み
- 6 お申込みをいただきますと、確認メールが届きます。

■会員入会手続きについて

入会の詳細および特典については、ホームページの「会員検索/ご入会のご案内」をご参照ください。

■キャンセルについて

開催日の3営業日前からは30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡が無く欠席の場合は、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

■参加料(1名/テキスト・資料代含む)

	参加料	消費税	合計
NOMA会員(1名)	30,000円	2,400円	32,400円
一般(1名)	37,000円	2,960円	39,960円

会場案内図



★JR代々木駅の正面(西口)改札を出て、宝くじ売場と富士そばの間の道を進んで下さい。明治通りを原宿方面に進み、コンビニ・ローソンの先のビルです。

お申込み・お問合せ先 一般社団法人 日本経営協会
企画研修グループ ●担当: 池田
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL(03)3403-1972(直) FAX(03)3403-8417
URL <http://www.noma.or.jp>

一般社団法人 日本経営協会 企画研修グループ 宛
FAX (03) 3403-8417

2019年 月 日 事務局 使用欄 No.

参加申込書 「改正労働者派遣法、業務委託をめぐる法律と実務対応コース」 13220

2019.7/23
10:00開講
NOMA

企業(団体)名	フリガナ	TEL	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 一般 (該当にレ印をつけて下さい)	
所在地	〒	FAX	業種	
参加者氏名		所属・役職	早・複製	メールアドレス
フリガナ			早・複	e-mail:
フリガナ			早・複	e-mail:
フリガナ			早・複	e-mail:
請求書・参加券送付先	フリガナ	所属・役職	メールアドレス	e-mail:

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②人事労務関連セミナーなど本会セミナー(事業)のご案内 ※なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。□不要 ※今後eメールによるご案内も予定しています。ご希望の方は、ご記入ください。

改正労働者派遣法、業務委託をめぐる法律と実務対応コース

～派遣法改正に伴う課題・法的知識・対応策について解説・指導いたします～

プログラム内容

1. はじめに

- (1)多様な人材利用のあり方
(正社員と非正規社員の区分)
- (2)労働者派遣とは(労働者供給・出向との区別)
- (3)業務処理請負(業務委託)とは何か
- (4)個人業務委託とは何か

2. 労働者派遣法

- (1)法を遵守させるための装置(刑罰・行政処分・行政指導・企業名公表など)
- (2)派遣法を理解するためのキーワード
- (3)労働者派遣法の解説と実務対応
～平成27年改正を中心に～
 - ①すべての労働者派遣事業が許可制に一本化
 - ②派遣期間の規制緩和
 - 個人単位の期間制限の新設
 - 事業所単位の期間制限の新設
 - 政令26業務の区分を廃止
 - ③派遣労働者に対する雇用安定措置
 - ④派遣労働者のキャリアアップ措置
 - 段階的かつ体系的な教育訓練等
 - 派遣先に雇用される労働者の募集事項の周知 ほか
 - ⑤派遣労働者の均衡待遇確保の強化
 - 従来からの規定
 - 派遣元事業主による派遣労働者に対する説明事項の追加 ほか
 - ⑥平成27年改正派遣法による影響
 - ⑦労働契約申込みみなし制度
 - 違法行為の類型
 - 善意無過失の抗弁・脱法目的
 - みなし規定の意味
 - 労働契約の成立時点等
 - 申込みの内容となる労働条件 ほか
 - ⑧平成30年派遣法改正
(働き方改革関連法の成立)

- (4)行政指導等の実施状況(行政指導実績、行政処分実績、送検状況)
- (5)派遣労働者を有効活用するためのポイント
 - ①派遣先の時間外労働命令の可否
 - ②派遣先の懲戒の可否
 - ③派遣労働者をめぐるセクシュアルハラスメント対応策
 - ④派遣労働者に対する安全配慮義務
 - ⑤派遣労働者と企業秘密
 - ⑥派遣労働者の交代を求めることの可否
 - ⑦派遣契約の途中解消
 - ⑧派遣労働者の雇止め

3. 業務処理請負(業務委託)

- (1)業務処理請負に関する法規とその解説
- (2)偽装請負とは
- (3)偽装請負と判断された場合の法的リスク
- (4)偽装請負に当たるかはどう判断されるか
 - ①告示37号と具体的判断基準に基づく誤った行政指導
 - ②告示37号の疑義応答集
- (5)業務処理請負を有効活用するためのポイント
 - ①業務処理請負の適正化
 - ②請負労働者に対する安全配慮義務
 - ③請負労働者と企業秘密
 - ④業務処理請負契約の解消
- (6)請負企業における労働契約の解消問題

4. 個人業務委託(概略)

- (1)個人業務委託の利用に際して留意すべき点
- (2)個人事業主の労働者性
- (3)個人業務委託の契約解除
- (4)個人事業主と安全と健康

上記プログラムは4月現在の予定であり、一部変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。

講師プロフィール

石寄・山中総合法律事務所 弁護士 小宮 純季(こみや じゅんき)氏

2010年青山学院大学法学部卒業。

2012年慶應義塾大学大学院法務研究科修了。司法試験合格。

2013年司法修習修了(66期)。弁護士登録(第一東京弁護士会)。石寄・山中総合法律事務所入所。

著書に「労働行政対応の法律実務」(共著、中央経済社)、「非正規社員の法律実務(第3版)」(共著、中央経済社)、「労働契約解消の法律実務(第3版)」(共著、中央経済社)、月刊人事労務実務のQ&A(一般社団法人日本労務研究会)、特に労働者派遣関連では「労働者派遣法の基本と実務」(共著、中央経済社)、「速報ガイド 平成27年派遣法改正の基本と実務」(共著、中央経済社)、労働経済春秋(『改正労働者派遣法の正しい理解と実務対応』共著、労働調査会)がある。

人事労務を専門分野とし、個別・集団労使紛争、日常の法律相談・就業規則改訂から、訴訟、団体交渉まで、幅広く注力。人事労務分野は企業及びそこで働く従業員のみならず、その家族の一生にも関わる分野であることを常に意識し、実務感覚・バランス感覚を伴ったリーガルサービスの提供を心がけている。